

議題 2

市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 平成29年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第2号） 4
- 2 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第3号） 6

代決報告第2号

平成29年6月16日提出

平成29年度6月補正予算議案に対する意見の申出について

別紙の内容による平成29年度6月補正予算議案について、平成29年6月1日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

事業名	事業費	説明
子どもの居場所の確保 (教育委員会)	1億1,800万6千円 財源内訳 (国庫補助金 2,703万2千円 県補助金 2,703万2千円 一般財源 6,394万2千円)	申込者の急増に伴う待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの増設等を行う。 放課後児童クラブの増設 6,781万1千円 学校の余裕教室等を利用してクラスを増設する。 開設時期 29年9月 対象学区 12学区 戸坂、三篠、己斐、川内、中筋、毘沙門台、長東西、伴南、口田、三入、可部南、美鈴が丘 民間放課後児童クラブ運営費等補助 5,019万5千円 民間事業者にクラブ運営費等の補助を行う。あわせて、民間事業者の参入を一層促進するため、補助制度を拡充する。 開設時期 29年12月 対象学区 5学区 比治山、南観音、草津、井口、春日野 (拡充内容) 開設に係る施設改修費や備品購入費などに対する補助額を増額する。 補助額 (1クラブ当たり) 460万円→560万円

【参考】

平成29年度一般会計予算 教育費予算規模

当初予算額	6月補正予算額	6月補正後予算額
950億1,709万7千円	1億1,800万6千円	951億3,510万3千円

広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について

下記の広島市立学校条例の一部改正議案について、平成29年6月1日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市立学校条例の一部を改正する条例

2 改正の理由

広島みらい創生高等学校の入学者の募集を開始するため、同校の授業料等の額及び徴収の方法を定める等所要の改正を行うものである。

3 改正の内容

(1) 広島みらい創生高等学校の授業料等の額及び徴収の方法を次のように定める。

ア 授業料及び受講料

定時制の課程の授業料を一の年度において履修する科目の単位数に1,740円を乗じて得た額と、通信制の課程の受講料を当該単位数に330円を乗じて得た額とし、年度の各四半期の末日までに、その額に4分の1を乗じて得た額を、それぞれ徴収することとする。

イ 聴講料

聴講料を、定時制の課程にあつては1単位につき1,740円と、通信制の課程にあつては1単位につき330円とし、その聴講の許可の際、徴収することとする。

ウ 入学者選抜料及び入学料

入学者選抜料を950円と、入学料を1,100円とし、それぞれその出願の際又は入学手続の際、徴収することとする。

(2) その他所要の改正を行う。

4 施行期日

公布の日

《根拠法令》

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(第 号議案)

広島市立学校条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

広島みらい創生高等学校の入学者の募集を開始するため、同校の授業料等の額及び徴収の方法を定める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 広島みらい創生高等学校の授業料等の額及び徴収の方法を次のように定める。

ア 授業料及び受講料

定時制の課程の授業料を一の年度において履修する科目の単位数に1, 740円を乗じて得た額と、通信制の課程の受講料を当該単位数に330円を乗じて得た額とし、年度の各四半期の末日までに、その額に4分の1を乗じて得た額を、それぞれ徴収することとする。

イ 聴講料

聴講料を、定時制の課程にあつては1単位につき1, 740円と、通信制の課程にあつては1単位につき330円とし、その聴講の許可の際、徴収することとする。

ウ 入学者選抜料及び入学料

入学者選抜料を950円と、入学料を1, 100円とし、それぞれその出願の際又は入学手続の際、徴収することとする。

(2) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

《根拠法令》

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものに

つき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

新旧対照表（広島市立学校条例）

現 行	改 正
<p>第1条 （略）</p> <p>（名称，課程，部及び位置）</p> <p>第2条 幼稚園，小学校及び中学校の名称及び位置，高等学校及び中等教育学校の名称，課程（中等教育学校にあつては，後期課程におけるものをいう。別表第1において同じ。）及び位置並びに特別支援学校の名称，部及び位置は，同表のとおりとする。</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>（授業料）</p> <p>第3条 幼稚園に在籍する者（以下「園児」という。）の保護者から，その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</p> <p>2 前項の授業料は月額とし，その額は，次の各号に掲げる園児の区分に応じ，当該各号に定める幼稚園の使用料の額を限度として規則で定める額とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受ける園児（次号に掲げる園児を除く。） 当該特定教育・保育に要する費用の額</p> <p>(2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受ける園児 当該特定教育・保育に要する費用の額</p> <p>(3) 支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける園児 当該特別利用教育に要する費用の額</p>	<p>第1条 （現行に同じ。）</p> <p>（名称，課程，部，位置等）</p> <p>第2条 （現行に同じ。）</p> <p><u>2 広島市立広島みらい創生高等学校において，「定時制の課程」とはフレキシブル課程平日登校コースをいい，「通信制の課程」とはフレキシブル課程通信教育コースをいう。</u></p> <p>第2条の2 （現行に同じ。）</p> <p>（授業料及び受講料）</p> <p>第3条 （現行に同じ。）</p> <p>2 （現行に同じ。）</p>

現 行	改 正
<p>3 <u>高等学校及び中等教育学校の後期課程に在籍する者から、その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p>4 <u>前項の授業料は月額とし、その額は、別表第2のとおりとする。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p>5 <u>月の中途における入学、退学又は転学があつた場合の第3項の授業料については、その月の月額的全額を徴収する。</u></p>	<p>(削る。)</p>
<p>6 <u>第1項及び第3項の授業料は、毎月末日(12月にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</u></p>	<p>3 <u>第1項(削る。)</u>の授業料は、毎月末日(12月にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p>
<p>7 <u>前項の規定により定められる納付期限が土曜日に該当するときは、同項の規定にかかわらず、その日の翌日を納付期限とみなす。</u></p>	<p>4 (現行に同じ。)</p>
<p>8 <u>第1項及び第3項の授業料は、学年間の全部又はその一部を前納することができる。</u></p>	<p>5 <u>第1項(削る。)</u>の授業料は、学年間の全部又はその一部を前納することができる。</p>
	<p><u>第3条の2 高等学校(広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)又は中等教育学校の後期課程に在籍する者から、その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の授業料は月額とし、その額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>月の途中における入学、退学又は転学があつた場合の第1項の授業料については、その月の月額的全額を徴収する。</u></p> <p>4 <u>前条第3項から第5項までの規定は、第1項の授業料について準用する。</u></p>
	<p><u>第3条の3 広島市立広島みらい創生高等学校に在籍する者のうち、定時制の課程に在籍する者から授業料を、通信制の課程に在籍する者から受講料を、それぞれ徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の授業料及び受講料の額は、その者が一の年度において履修する科目の単位数に、授業</u></p>

現 行	改 正
<p>(聴講料)</p> <p>第3条の2 高等学校の定時制の課程 <u> </u>の特定の科目を聴講する者から、聴講料を、その聴講の許可の際、徴収する。</p> <p>2 聴講料の額は、1単位につき1,500円とする。</p>	<p>料にあつては1,740円を、受講料にあつては330円を、それぞれ乗じて得た額(年度の途中における入学、退学又は転学があつた場合は、これらの事由が生じた月を含めて、当該額の月割計算により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額))とする。</p> <p>3 第1項の授業料及び受講料は、年度の各四半期の末日(第3四半期にあつては、翌年の1月4日)までに、前項の規定による額に4分の1を乗じて得た額を、それぞれ徴収するものとし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1四半期において徴収すべき金額に合算する。ただし、年度の途中における入学、退学又は転学があつた場合は、市長が定める月の末日までに市長が定める額を徴収する。</p> <p>4 第3条第4項及び第5項の規定は、第1項の授業料及び受講料について準用する。</p> <p>5 広島市立広島みらい創生高等学校においては、第1項に定めるもののほか、通信制の課程に在籍する者が定時制の科目を履修する場合にあつては授業料を、定時制の課程に在籍する者が通信制の科目を履修する場合にあつては受講料を、前3項の規定の例によりそれぞれ徴収する。</p> <p>(聴講料)</p> <p>第3条の4 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の特定の科目を聴講する者から、聴講料を、その聴講の許可の際、徴収する。</p> <p>2 聴講料の額は、次のとおりとする。</p> <p>広島市立大手町商業高等学校及び広島市立広島工業高等学校 1単位につき1,500円</p> <p>広島市立広島みらい創生高等学校</p> <p>定時制の課程 1単位につき1,740円</p> <p>通信制の課程 1単位につき330円</p>

現 行	改 正
<p>(入学者選抜料)</p> <p>第4条 高等学校又は中等教育学校への入学者の選抜を受けようとする者から、入学者選抜料を、その出願の際、徴収する。</p> <p>2 入学者選抜料の額は、次のとおりとする。</p> <p>高等学校</p> <hr/> <p>全日制の課程 2,200円 定時制の課程 950円</p> <p>中等教育学校 2,200円</p> <p>(入園料及び入学料)</p> <p>第4条の2 幼稚園に入園する者の保護者から入園料を、高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学する者(中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。)から入学料を、それぞれその入園手続又は入学手続(進級手続を含む。)の際、徴収する。ただし、別表第1に掲げる幼稚園又は広島市阿戸認定こども園から転入園する場合(広島市阿戸認定こども園からの転入園にあつては、支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に属している幼児が転入園する場合に限る。)及び同表に掲げる高等学校又は中等教育学校の後期課程から転入学し、又は編入学する場合は、この限りでない。</p> <p>2 入園料及び入学料の額は、次のとおりとする。</p> <p>入園料</p> <p>幼稚園 5,650円</p> <p>入学料</p> <p>高等学校</p> <hr/> <p>全日制の課程 5,650円 定時制の課程 2,000円</p>	<p>(入学者選抜料)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p> <p>2 入学者選抜料の額は、次のとおりとする。</p> <p>高等学校 (広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)</p> <hr/> <p>全日制の課程 2,200円 定時制の課程 950円</p> <p>広島市立広島みらい創生高等学校 950円 中等教育学校 2,200円</p> <p>(入園料及び入学料)</p> <p>第4条の2 (現行に同じ。)</p> <p>2 入園料及び入学料の額は、次のとおりとする。</p> <p>入園料</p> <p>幼稚園 5,650円</p> <p>入学料</p> <p>高等学校 (広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)</p> <hr/> <p>全日制の課程 5,650円 定時制の課程 2,000円</p> <p>広島市立広島みらい創生高等学校 1,100円</p>

現 行	改 正
<p>中等教育学校の後期課程 5,650円</p> <p>(寄宿舎使用料)</p> <p>第4条の3 寄宿舎を使用する者から、その使用する月に応じて寄宿舎使用料を徴収する。</p> <p>2 寄宿舎使用料は、月額1万5,000円とする。</p> <p>3 <u>第3条第5項から第8項まで(第6項ただし書を除く。)</u>の規定は、寄宿舎使用料について準用する。この場合において、<u>同条第5項</u>中「入学、退学又は転学」とあるのは、「入舎又は退舎」と読み替えるものとする。</p> <p>(授業料等の減免及び徴収猶予)</p> <p>第5条 留学中若しくは休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者(園児にあつては、その保護者) _____ に対しては、授業料 _____ を減免し、又はその徴収 _____ を猶予することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定の申請をした者に対しては、その認定又は不認定の決定があるまでの間、授業料 _____ の徴収を猶予することができる。</p> <p>3 特別の理由があると認められる者に対しては、寄宿舎使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(未納者処分)</p> <p>第6条 授業料を納入しない者 _____ (幼稚園にあつては、授業料を納入しない保護者の園児) に対しては、出席 _____ を停止させることができる。</p> <p>(授業料等の不還付)</p>	<p>中等教育学校の後期課程 5,650円</p> <p>(寄宿舎使用料)</p> <p>第4条の3 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 <u>第3条第3項本文、第4項及び第5項並びに第3条の2第3項</u>の規定は、寄宿舎使用料について準用する。この場合において、<u>同項</u>中「入学、退学又は転学」とあるのは、「入舎又は退舎」と読み替えるものとする。</p> <p>(授業料等の減免及び徴収猶予)</p> <p>第5条 留学中又は休学中の者、 _____ やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者(園児にあつては、その保護者) <u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、授業料、受講料、入園料若しくは入学金を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定の申請をした者に対しては、その認定又は不認定の決定があるまでの間、<u>授業料又は受講料</u>の徴収を猶予することができる。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>(未納者処分)</p> <p>第6条 <u>授業料又は受講料</u>を納入しない者(幼稚園にあつては、授業料を納入しない保護者の園児) に対しては、出席<u>又は受講</u>を停止させることができる。</p> <p>(授業料等の不還付)</p>

現 行

第7条 既納の授業料_____, 聴講料, 入学者選抜料, 入園料及び入学料並びに寄宿舎使用料は, 正当な理由があると市長が認めた場合のほかは, 還付しない。

第8条 (略)

附 則

1~4 (略)

5 広島市立広島みらい創生高等学校の授業料, 入学料その他の費用徴収に関する事項については, 第3条から第4条の2まで及び第5条から第7条までの規定にかかわらず, この条例の改正条例による改正後のこの条例又は別に定める条例による。

別表第1 (略)

別表第2 (第3条____関係)

区 分		授業料の額	
		円	
高 等 学 校_____ _____ _____ _____	全日制の課程	9,900	
	定 時 制 の 課 程	年間履修単位 20単位以上	2,500
		年間履修単位 15単位以上 20単位未満	2,020
		年間履修単位 10単位以上 15単位未満	1,010
		年間履修単位 10単位未満	530
		中等教育学校の後期課程	9,900

改 正

第7条 既納の授業料, 受講料, 聴講料, 入学者選抜料, 入園料及び入学料並びに寄宿舎使用料は, 正当な理由があると市長が認めた場合のほかは, 還付しない。

第8条 (現行に同じ。)

附 則

1~4 (現行に同じ。)

(削る。)

別表第1 (現行に同じ。)

別表第2 (第3条の2関係)

区 分		授業料の額	
		円	
高 等 学 校(広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)	全日制の課程	9,900	
	定 時 制 の 課 程	年間履修単位 20単位以上	2,500
		年間履修単位 15単位以上 20単位未満	2,020
		年間履修単位 10単位以上 15単位未満	1,010
		年間履修単位 10単位未満	530
		中等教育学校の後期課程	9,900